

告 発 状

2017年（平成29年）9月7日

神戸地方検察庁 殿

告発人 住所 兵庫県西宮市

氏名

職業

告発人 住所 兵庫県神戸市中央区

氏名

職業

告発人 住所

氏名

職業

被告発人 住所 兵庫県神戸市中央区

氏名

職業

被告発人 住所 兵庫県神戸市中央区

氏名

職業

被告発人 住所 兵庫県神戸市兵庫区

氏名

職業

第1 告発の趣旨

被告発人等の下記所為は、刑法246条第2項（詐欺罪）及び詐欺罪の共犯、刑法156条（虚偽公文書作成罪）、刑法158条（同行使罪）及び虚偽公文書作成罪、同行使罪の共犯に該当するものと思料されるので、被告発人等を厳重に処罰されたく告発する。

第2 告発の事実

(1) 被告発人 ○○○は自由民主党神戸市会議員団に所属する神戸市議会議員として、日時不詳、場所不詳において、

① 平成22年4月25日付領収書等記載の会派広報費（市政報告中央区版NO42）部数80,000部、印刷代240,000円、郵送代47,280円、発送作業代12,800円の合計300,080円を発注した事実はないのに、政務活動費の収支報告書に会派広報紙（市政報告中央区版NO42）を発行したと虚偽の記載をして、平成23年5月20日、神戸市中央区加納町6丁目5番1号所在の神戸市議会事務局において、事務員に提出して、300,080円を詐取したものである。

② 平成23年4月20日付領収書等記載の会派広報費（市政報告中央区版NO47）部数50,000部、印刷代514,500円を発注した事実はないのに、政務活動費の収支報告書に会派広報紙（市政報告中央区版NO47）を発行したと虚偽の記載をして、平成24年5月20日、神戸市中央区加納町6丁目5番1号所在の神戸市議会事務局において、事務員に提出して、514,500円を詐取したものである。

③ 平成23年4月20日付領収書等記載の会派広報費（市政報告中央区版NO48）部数50,000部、印刷代514,500円を発注した事実はないのに、政務活動費の収支報告書に会派広報紙（市政報告中央

区版NO48)を発行したと虚偽の記載をして、平成24年5月20日、神戸市中央区加納町6丁目5番1号所在の神戸市議会事務局において、事務員に提出して、514,500円を詐取したものである。

④ 平成25年3月29日付領収書等記載の会派広報費(市政報告中央区版NO47)部数80,000部、印刷代1,260,000円、封筒代210,000円、発送作業代63,000円、ポストイング代252,000円の合計1,785,000円を発注した事実はないのに、政務活動費の収支報告書に会派広報紙(市政報告中央区版NO47)を発行したと虚偽の記載をして、平成25年5月20日、神戸市中央区加納町6丁目5番1号所在の神戸市議会事務局において、事務員に提出して、1,785,000円を詐取したものである。

⑤ 平成25年12月20日付領収書等記載の会派広報費(市政報告中央区版NO37)部数65,000部、印刷代750,750円、封筒代189,000円、発送作業代73,500円、ポストイング代の合計1,013,250円を発注した事実はないのに、政務活動費の収支報告書に会派広報紙(市政報告中央区版NO37)を発行したと虚偽の記載をして、平成26年5月20日、神戸市中央区加納町6丁目5番1号所在の神戸市議会事務局において、事務員に提出して、1,013,250円を詐取したものである。

⑥ 平成26年6月30日付領収書等記載の会派広報費(市政報告中央区版NO34)部数80,000部、印刷代734,400円、封筒代216,000円、発送作業代75,600円、の合計1,026,000円を発注した事実はないのに、政務活動費の収支報告書に会派広報紙(市政報告中央区版NO34)を発行したと虚偽の記載をして、平成27年5月20日、神戸市中央区加納町6丁目5番1号所在の神戸市議会事務局において、事務員に提出して、1,026,000円を詐取したものである。

⑦ 平成26年11月17日付領収書等記載の会派広報費(市政報告中

中央区版NO35)部数80,000部、印刷代734,400円、封筒代216,000円、発送作業代75,600円、の合計1,026,000円を発注した事実はないのに、政務活動費の収支報告書に会派広報紙(市政報告中央区版NO35)を発行したと虚偽の記載をして、平成27年5月20日、神戸市中央区加納町6丁目5番1号所在の神戸市議会事務局において、事務員に提出して、1,026,000円を詐取したものである。

⑧ 平成27年3月26日付領収書等記載の会派広報費(市政報告中央区版NO36)部数80,000部、印刷代734,400円、封筒代216,000円、発送作業代75,600円、の合計1,026,000円を発注した事実はないのに、政務活動費の収支報告書に会派広報紙(市政報告中区版NO36)を発行したと虚偽の記載をして、平成27年5月20日、神戸市中央区加納町6丁目5番1号所在の神戸市議会事務局において、事務員に提出して、1,026,000円を詐取したものである。(資料1)

⑨ 平成26年3月31日付領収書等記載の会派広報費(市政報告一式〔市政報告制作・配布一式〕)1,942,500円を発注した事実はないのに、政務活動費の収支報告書に会派広報紙を発行したと虚偽の記載をして、平成26年5月20日、神戸市中央区加納町6丁目5番1号所在の神戸市議会事務局において、事務員に提出して、1,942,500円を詐取したものである。(資料2)

⑩ 平成23年3月31日付領収書等記載の会派広報費(市政報告8万部)約200万円を発注した事実はないのに、政務調査費の収支報告書に会派広報紙を発行したと虚偽の記載をして、平成23年5月20日、神戸市中央区加納町6丁目5番1号所在の神戸市議会事務局において、事務員に提出して、約200万円を詐取したものである。(資料32)

⑪ 平成24年3月31日付領収書等記載の会派広報費(市政報告8万部)約200万円を発注した事実はないのに、政務調査費の収支報告書

に会派広報紙を発行したと虚偽の記載をして、平成24年5月20日、神戸市中央区加納町6丁目5番1号所在の神戸市議会事務局において、事務員に提出して、約200万円を詐取したものである。(資料32)

被告発人 ○○○は①から⑪の総合計金額13,147,830円に係る会派広報紙を発行したと政務活動費の収支報告書に虚偽の記載をして神戸市中央区加納町6丁目5番1号所在の神戸市議会事務局において、事務員に提出して、13,147,830円を詐取したものである。

なお、①～⑧は週刊新潮2017年9月7日号27ページ記載の○○市議「A社」への「架空発注」一覧(自民党内部資料より)に依拠している。領収書の日付は①～③は一覧表記載のとおり、④～⑧は情報公開請求により入手した領収書の日付を採用している。⑨は神戸新聞等の記事に依拠している。領収書の日付は情報公開請求で入手した領収書による。⑩、⑪は読売新聞等の記事に依拠している。

- (2) 被告発人 ○○○○は自由民主党神戸市議員団発行の会派広報紙(市政報告中央区版NO34, NO35, NO36, NO37, NO42, NO47, NO48)を受注した事実はないのに、平成22年4月25日付の300,080円の虚偽の領収書、平成23年4月20日付の514,500円の虚偽の領収書、平成23年4月20日付の514,500円の虚偽の領収書、平成25年3月29日付の1,785,000円の虚偽の領収書、平成25年12月20日付の1,013,250円の虚偽の領収書、平成26年6月30日付の1,026,000円の虚偽の領収書、平成26年11月17日付の1,026,000円の虚偽の領収書、平成27年3月26日付の1,026,000円の虚偽の領収書を発行し

た。

上記所為は、被告発人 ○○○が政務調査費収支報告書及び政務活動費収支報告書に虚偽の領収書を貼付することによって構成される刑法156条（虚偽公文書作成罪）、刑法158条（同行使罪）の共犯としての役割及び被告発人 ○○○が犯した刑法246条第2項（詐欺罪）の共犯としての役割を果たしたものである。（資料3）

- (3) 被告発人 ○○○○は自由民主党神戸市議員団発行の会派広報紙の制作・配布を受注した事実はないのに、平成23年3月31日付の2,000,000円の虚偽の領収書、平成24年3月31日付の2,000,000円の虚偽の領収書、平成26年3月31日付の1,942,500円の虚偽の領収書、を発行した。（資料4）(資料32)

上記所為は、被告発人 ○○○が政務調査費収支報告書及び政務活動費収支報告書に虚偽の領収書を貼付することによって構成される刑法156条（虚偽公文書作成罪）、刑法158条（同行使罪）の共犯としての役割及び被告発人 ○○○が犯した刑法246条第2項（詐欺罪）の共犯としての役割を果たしたものである。

以上のことから、被告発人等の上記所為は、神戸市議会における政務活動費の適正な支出を歪め、地方自治法で定められた政務調査費・政務活動費の趣旨「議員の調査活動の基盤を強化し、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として会派又は議員に交付される金員である」ことを根底から覆すものであり、

全国の地方自治体の政務活動費の支出に対して極めて重大な影響を与えるものである。

長年にわたり、虚偽の領収書の発行を印刷会社等に依頼し、政務活動報告書に添付し、政務活動費を詐取する行為は、極めて計画的・意図的な行為である。また、架空発注を否定する記者会見に備えて関係者と口裏合わせを行う行為は、証拠隠滅罪にも該当する悪質な行為である。

該当する罪名は、刑法156条（虚偽公文書作成罪）、刑法158条（同行使罪）及び刑法246条第2項（詐欺罪）、であると思料される。

検察当局におかれては、神戸市民のみならず、多くの国民が注視している本件に対して、徹底した捜査を行われ、被疑事実が確定した場合は、被告発人等を厳重に処罰されたく告発する。

神戸市議会の政務活動費の支給は会派支給であり、すべての政務活動費の支出決定者は会派の代表者（団長）であり、経理責任者は支出決定者の決定を経て、政務活動費の経理を適正につかさどる責任がある。政務活動費の支出判断が、会派の自律的なチェックに委ねられていることから、会派の責任において適正な執行が図られることとなっている。〇〇氏を巡る長年にわたる不正支出がいかに行われることになったのか、会派として組織的な関与がなかったのか、他に同様な事案はなかったのかについて、厳正な捜査を行っていただき、不正な行為があった場合は、被告発人として記載をしていない会派代表者、経理責任者、その他の市会議員についても厳正な処分をお願いするものである。

第3 告発の事情

(1) 告発の経緯

【1】7月26日、週刊新潮8月3日号で、〇〇〇〇参議院議員と〇〇〇〇神戸市議会議員との不倫が報道されることが明らかとなった。

(資料5)

自由民主党神戸市議会議員団(団長 〇〇〇〇)は、政務活動費を支出し、〇〇〇〇氏と〇〇〇〇市議会議員の対談を掲載した市政報告が参議院選挙公示前日に20,000部配布されたことについて、「税金で選挙応援をしたとの誤解を招く」として、2016年度政務活動収支報告書を7月26日付で修正するとともに、印刷代75,100円や郵送料152,273円、ポストイニング代75,000円の計302,373円の返還を申し出た。(資料6)

【2】週刊新潮8月31日号(8月22日公開)で、〇〇〇〇市会議員が2010年～14年度の5年間で計12回、「〇〇〇〇通信」と題する市政報告を発行。うち8回は「大林印刷」(仮名)【実名 〇〇印刷】に発注し、計720万5330円分の政務活動費を支払っている。印刷した市政報告の部数は5万～8万部。8回合計で56万5000部である。しかし、印刷会社としての実態がないことや、8万部もの市政報告が配布された形跡がないこと等から、「架空発注」の疑いがあるとの報道が

なされた。(資料7)

【3】週刊新潮の報道を受けて、自由民主党市会議員団団長と〇〇〇神戸市議が、8月23日に、神戸市役所で記者会見を行い、架空発注を否定した。その内容は「2010年度～14年度に8回、経済団体を通じて知り合った男性に市政報告を5万～8万部程度の印刷を依頼。男性にデザインをさせた市政報告の原稿を宍粟市にある業者(〇〇印刷)に自ら持ち込み、代金も支払っていた。」というものであった。領収書は男性に一括で支払った形にしていた。〇〇市議は市政報告の現物を示して架空発注疑惑を否定した上で「発注の手続きに問題があった。知っている業者を二つとも使いたかったからだが、思慮が浅かった」と釈明した。安達和彦団長も問題がないとの認識を示した。(資料8)

【4】8月24日、自動車販売業を営む男性(被告発人 〇〇〇〇)に、市政報告の印刷代として政務活動費から720万円5330円を支払った問題で、男性側は弁護士を通じて、「〇〇市議から請求書や領収書だけを発行してほしいと頼まれ渡していた」「デザインなどの仕事をするよう依頼されたことはない」等と明らかにした。代理人弁護士によると、〇〇市議に渡した請求書や領収書は印刷業の実態を伴ったものではないとし、男性は、記載する商品名や数量、金額は〇〇市議の指示通りに記入したという。また、請求書などの作成に当たり、〇〇市議からは用途についての説明はなく、領収書記載の金額やデザイン料なども受け取って

いないことも明らかにされた。(資料9)(資料10)

【5】8月26日、被告発人 ○○○○の代理人弁護士から報道関係に対して2度目のコメントが発表された。その内容は、7月下旬頃から被告発人 ○○○○にも政務活動費問題についてマスコミの取材が来るようになったので、○○市議に相談したところ、○○市議から被告発人○○○○はデザイン関係の仕事をしており、印刷は普段使っている下請け業者を使っているといえいいと助言を受けたこと。8月22日に初めて○○印刷という会社の名前を教えられ、今後、取材を受けたときには、○○印刷という会社が印刷業務をしていたと話してくださいと、指示されたこと。○○印刷という会社の名前を知ったのはこの時が初めてであること。8月23日午前9時頃から○○市議から、想定問答のメールが頻繁に送られ、その通りに応えるようにとの指示(口裏合わせ)があったこと。

しかし、被告発人 ○○○○は、弁護士と相談の上、その指示には従えないことを○○市議に伝えたところ、○○市議は、自分の会見は午前中の想定問答に従って行うことにするという回答があったこと。

従って、8月23日の○○市議及び自民党神戸市会議員団団長が行った記者会見は、以上のような口裏合わせや想定問答に従って行われたもので、虚偽の内容であったことが、このコメントで明らかとなった。

(資料11)(資料12)

【6】○○市議は、8月23日の記者会見以降、公の場に姿を現さず、政務

調査費・政務活動費の不正支出、広報紙の架空発注について一切の説明を行わず、8月28日に市会議員を辞職する旨のコメントを発表した。コメントには、辞職を決意したこと、印刷費についても返金する意向であること等が記されていた。(資料13)(資料14)

8月29日午前10時に議会事務局に届いた辞表には「一身上の都合により神戸市会議員を辞職したいので、許可されるように願い出ます」とのみ記載されていた。〇〇〇〇議長は同日付で辞職を許可した。

【7】8月25日、〇〇〇議員の政務活動費に係る問題について公明党市会議員団、民進神戸政策議員団から自民党議員団並びに〇〇議員に対して事情聴取を行い、百条委員会の設置も視野に入れ、実態解明のための調査を行うことを求める申し入れがあった。(資料15)

また、日本共産党神戸市会議員団からは「自由民主党神戸市議団と〇〇市議の政務活動費の不正支出疑惑についての申し入れ」があった。政務活動費は会派支給であることから自由民主党神戸市会議員団としても不正支出疑惑について議会の場で真実を明らかにする必要があるとして、以下の事項の申し入れがあった。

1. 百条調査権を付与した公開の特別委員会を設置し、〇〇〇市議、当時の団長及び会計責任者、業者等関係者を招致して、事実を明らかにすること。
2. 不正が明らかとなった場合、直ちに、神戸市会として関与した市議

に辞職勧告決議を上げること。(資料16)

また、日本維新の会市議団は、〇〇氏らを詐欺罪などで刑事告訴するよう神戸市に申し入れた。(資料17)

8月29日、自由民主党神戸市議員団は、調査チームを設置し、〇〇氏本人に直接聞き取りを行い、9月6日にも内部調査の結果を報告するとのコメントを出した。

【8】9月4日、日テレニュースで、神戸市の政務活動費の架空請求疑惑で辞職した〇〇〇・元市議について架空の領収書を発行したとされる印刷仲介業者とは別の印刷業者（被告発人 〇〇〇〇が経営する〇〇印刷株式会社）からも架空の領収書を受け取った疑いがあることが、関係者への取材で明らかとなった。神戸新聞の報道によると、自由民主党神戸市議員団の政務活動費支報告書に、2014年3月31日付で194万2500円が支出されたとする領収書が貼付されおり、「市政報告一式」の但し書きが記載されていた。この領収書を発行した印刷業者の男性によると、〇〇氏の依頼で発行し、金額を受け取ったのは翌年度の2014年5月ごろ。市政報告のデザインや印刷の依頼はなく、原稿のデータなども届かなかったという。一方で、今年5月頃まで年数回、橋本氏からの注文で顔写真入りの名刺や封筒を作成していた。名刺は1回に3千枚ほどを印刷していたという。この印刷業者は「〇〇氏の指示通りに領収書の金額や但し書きを書いた」と話した。政務活動費の支出で

名刺作成は認められておらず、政務活動費の目的外使用であり、虚偽公文書作成・同行使、詐欺罪を構成するものである。(資料18)

【9】9月6日午後 ○○○元市議は神戸地検に出頭し、任意での事情聴取が行われた。6日午後自民党市会議員団の調査結果を報告した安達団長によると、○○氏は2010年～2014年度の計8回、市内の印刷仲介業者に市政報告の印刷費計715万円分を発注したとする虚偽の領収書を請求し、同額を支給。謝礼10万円を渡して24万円～178万円の領収書を作らせたほか、現物の提出が必要なため宍粟市の業者に10万円～20万円を支払って5千部～1万部を印刷させ、最大で8万部を印刷したように偽装し、差額を着服したことを認めたという。

また、被告発人 ○○○○が経営する○○印刷株式会社に、2014年度市政報告一式を194万2500円で架空発注したことも認めた。

(資料31)

【10】9月7日 読売新聞夕刊で、○○○元市議による政務活動費の不正請求について、新たな疑惑があることが報道された。被告発人 ○○○○が経営する株式会社○○印刷は、2008年度から○○氏の市政報告の印刷を請け負っており、2010年4月頃、○○氏から約200万円の支払いを受ける代わりに、注文の実態のないまま印刷部数を「8万部」とする架空の納品書と、3月末付の約200万円の領収書を発行するように求められ、これに応じた。2011年4月頃にも同様の求めに

応じた。〇〇氏から支払いを受けた約400万円は、その後、〇〇氏の市政報告書の印刷に充てたが、実際の印刷部数は、納品書より少ない各年5万～6万部。2年間で計約100万円が余り、本来なら政務活動費の支給対象外となる名刺などに充てた。印刷部数を少なくしたことや、名刺の印刷などに充てたのはいずれも〇〇氏の要請に従ったという。

9月7日配信の毎日新聞によると、2010年～2012年春ごろ、〇〇氏の依頼で毎年、市政報告8万部の納品書と、約200万円の領収書を発行。〇〇氏に3年間で政務活動費約600万円が支給された。しかし、実際の印刷部数は年5～6万部で、余った計100万円以上の金の一部で政務活動費の対象外の名刺を印刷したとされている。

(資料32)

(2) 告発の背景

【1】神戸市議会では、2010年度～2014年度の政務活動費の支出において、自民党神戸（現在は解散）による架空の委託調査、架空の印刷代の領収書等による裏金作りが常態化し、裏帳簿・裏口座があり、組織的にプールされた政務活動費約3183万円が選挙の陣中見舞いやゴルフ、海外旅行、高額な飲食に支出されていたことが、2015年7月以降次々と明らかとなった。市民オンブズマン兵庫や、神戸市議会の告発を受け、兵庫県警、神戸地方検察庁が捜査を継続、3名の議員が詐欺容疑で在宅起訴され、辞任するという異常事態が進行中である。

(資料19)

【2】自由民主党神戸市会議員団でも2010年度～2014年度にかけて架空の印刷費に係る領収書による政務活動費の詐取が行われていた。解散した自民党神戸所属議員は自由民主党神戸市会議員団に合流していること等から、政務活動費の詐取の手法や組織的な利用方法が共有されているのではないかとの疑念が多く市民からも出されている。〇〇〇・元市議会議員が初当選してから間をおかず、印刷業者への架空発注による公金横領という犯罪に手を染めた経緯が明らかにされなければならない。(資料20)

【3】政務活動費は会派支給であり、支出については会派代表者、経理責任者がその責任を負う制度となっている。〇〇〇の架空発注とされる市政報告の支出も部数が8万部でも300,080円～1,785,000円と幅があり、ポスティングが行われているもの全く行われていないものなどがあり、適正な支出であるか否かのチェックがなされていれば、架空発注は容易に発見できると思われる。それとも、何のチェックも行わずに見逃していたとすればその責任が問われるべきである。

(資料21) (資料22) (資料23)

【4】〇〇〇〇〇参議院議員と〇〇〇議員の対談が掲載されていた市政報告が参議院選挙間近に配られていたが、その支出に関しては、これまで会派で適正であるとの判断がなされていた。しかし、〇〇〇〇〇氏と〇〇〇氏の不倫報道が報道され、全国的に問題になると、関連支出を返還し、当該市政報告をHP上から削除し、政務活動報告書のファイルからも削除した行為は、政務活動収支報告書及び関係書類は5年間保存しなければならないというルールを踏みにじるものであり、市民の知る権利を侵害し、証拠隠滅罪にも該当する行為である。(資料24)

【5】神戸市議会で、政務活動費の不正支出が相次ぐ原因として、

- ① 政務活動費が会派支給とされ、その支出に関するチェックが自律的に行われているとの前提があるが、内部統制が機能していない。
- ② 政務活動費が適正に使用されているかどうかについては、情報公開を進め、HP上での政務活動費や関連書類を公開する取り組みが行われているが、極めて、不十分で、市民が政務活動費の支出を検証しようとしても、不可能な制度となっている。

具体的には

ア、領収書等の提出が不要な人件費支払証書、自動車燃料費支払証書、公共交通機関運賃支払証書、会派広聴事務所光熱水費支払証書、会派事務所借上げ料支払証書が認められ、具体的支出金額を検証できない制度にしていること。(資料25)

イ、領収書名が全て自由民主党市会議員団となっており、どの議員の支出であるかが特定できない。(資料26)

ウ、個人発行の領収書は個人名が削除されているので、誰に頼んだかが検証不能である。(資料27)

エ、ETCの支払いも一カ月をまとめ、会派全体での支出額しか提示

していないため、誰が、何時どのような政務活動の要件でE T Cを使用したかは闇の中である。(資料28)

等など、議員には使い勝手がよく、適正な使用かどうかを検証することができないシステムを、会派と議会事務局が構築し、政務活動費の使途の透明性と説明責任を果たすことができないように、制度設計されている。このことが、神戸市議会における政務活動費を巡る不祥事が恒常的に頻発する温床となっている。政務活動費については、透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすことが義務付けられている。しかし、実態は神戸市議会と議会事務局（行政）との抑制と均衡ではなく馴れ合いになっており、政務活動費について説明責任を果たしていない点で、議会と行政の共犯関係が存在していると言えなくもない。(資料29)

以上のことから、真相の解明には、捜査権限を有する検察当局が一連の金の流れを把握するため、自由民主党神戸市議団が保有している政務活動費に係る管理簿や帳簿書類等を精査し、〇〇〇・元市議のみならず、会派責任者、経理責任者、関連業者、会派所属の全議員に対する聞き取り調査等が不可欠である。(資料30)

第4 添付資料

- 1 週刊新潮2017年9月7日号 25頁～27頁
- 2 神戸新聞NEXT(2017年9月5日)、日テレニュース(2017年9月4日)
- 3 ○○印刷領収書(1,785,000円、1,013,250円、1,026,000円、1,026,000円、1,026,000円、1,026,000円)
- 4 ○○印刷株式会社領収書(1,942,500円)
- 5 ○○○○○、不倫!○○○神戸市議とお泊り【週刊新潮】芸能ニュース
1頁～17頁
- 6 神戸新聞NEXT(2017年7月26日)、平成29年7月26日付収
支報告修正届
- 7 週刊新潮2017年8月31日号 26頁～28頁
- 8 神戸新聞NEXT(2017年8月23日)
- 9 神戸新聞NEXT(2017年8月24日)
- 10 2017年8月24日付 ○○○○代理人弁護士のコメント
- 11 2017年8月26日付 ○○○○代理人弁護士のコメント
- 12 ○○○市議と○○○○のメール(2017年8月23日)
- 13 2017年8月28日付 ○○神戸市議コメント全文
- 14 神戸新聞(2017年8月29日)
- 15 ○○○議員の政務活動に係る問題について(公明党市会議員団・
民進神戸政策議員団)

- 1 6 自由民主党神戸市議団と〇〇市議の政務活動費の不正支出疑惑についての申し入れ（日本共産党神戸市会議員団）
- 1 7 神戸新聞NEXT(2017年8月29日)
- 1 8 資料2と同じ
- 1 9 神戸新聞(2015年9月22日)
- 2 0 神戸新聞(2017年8月28日)
- 2 1 政務活動費の手引き 平成28年3月
- 2 2 神戸市会政務活動費経理要綱
- 2 3 会派「自由民主党神戸市議団」の役職
- 2 4 政務活動費の手引き 23頁
- 2 5 平成29年度5月19日付 自由民主党神戸市会議員団 人件費支払証書、(人件費支払証書、自動車燃料費支払証書、交通機関運賃支払証書、会派広聴事務所光熱水費支払証書、会派広聴事務所借り上げ料支払証書)
- 2 6 自由民主党神戸市会議員団宛 領収書 サンプル
- 2 7 自由民主党神戸市会議員団宛 個人発行の領収書サンプル
- 2 8 自由民主党神戸市会議員団 ETC利用料(H28.9月分) サンプル
- 2 9 神戸市会政務活動費の交付に関する条例
- 3 0 神戸新聞(2017年9月5日) 社説
- 3 1 神戸新聞NEXT(2017年9月6日)
- 3 2 読売新聞夕刊(2017年9月7日)、毎日新聞電子版(9月7日21:57配信)